

I 組織の概要

1 令和4年度役職員の状況

(1) 評議員5名（令和5年3月31日現在）

役職名	現 職 名	氏 名	就・辞任年月日
評議員	愛媛県農林水産部農政企画局長	阿 部 恭 司	R 5. 3. 31辞任
〃	愛媛大学農学部長	山 内 聡	R 5. 3. 31辞任
〃	愛媛県農業協同組合中央会常務理事	岡 本 明 郎	R 5. 3. 31辞任
〃	愛媛県森林組合連合会代表理事専務	芝 芳 亀	H24. 8. 1就任
〃	愛媛県漁業協同組合代表理事専務	杉 義 晴	H30. 10. 22就任

(2) 役員11名（令和5年3月31日現在）

理事長	1名
理 事	8名
監 事	2名

役職名	現 職 名	氏 名	就・辞任年月日
理事長	常 勤	兵 頭 昭 洋	R 2. 4. 1就任
理 事	愛媛県農業会議事務局長	毛 利 真 也	H26. 4. 1就任
〃	愛媛県農業協同組合中央会参事兼総合企画部長事務取扱	松 本 聖 吾	R 5. 3. 31辞任
〃	愛媛県森林組合連合会総務部長	高 田 浩 徳	R 3. 4. 1就任
〃	愛媛県漁業協同組合常務理事	生 名 裕 二	H30. 10. 22就任
〃	愛媛県農業法人協会会長	牧 秀 宣	H27. 6. 5就任
〃	愛媛県認定農業者連絡協議会会長	脇 義 富	R 1. 10. 16就任
〃	(株)フジファーム代表取締役	友 清 裕	H27. 9. 16就任
〃	愛媛県青年農業者連絡協議会監事	酒 井 優 寛	R 4. 6. 14就任
監 事	愛媛県信用農業協同組合連合会融資部長	菊 地 弘 和	R 5. 3. 31辞任
〃	白石功税理士事務所所長	白 石 功	H27. 9. 16就任

(3) 職員16名（令和5年3月31日現在）

役 職 名	氏 名	勤 続 年 数
事務局長	阿 部 純 市	4年0ヶ月
農業経営サポートセンター長	中 田 治 人	4年0ヶ月
次長（兼）総務班長	吉 田 慶 治	4年0ヶ月
農業経営サポートセンター次長	松 岡 秀 子	3年0ヶ月
中間管理事業班長	松 本 賢 固	2年0ヶ月
地域統括班長（兼務）	面 田 新 次	4年0ヶ月
後継者育成班長	田 中 克 也	3年0ヶ月
就農相談員	栗 坂 信 之	5年0ヶ月
専門員	戸 井 康 雄	2年0ヶ月
専門員（兼務）	西 原 久 男	7年0ヶ月
技師（兼務）	山 本 紗 綺	3年0ヶ月
臨時事務員	高 戸 真 理	12年8ヶ月
臨時事務員	武 智 早 耶	5年0ヶ月
林業支援センター長	鳥 生 貴 英	1年0ヶ月
林業雇用改善アドバイザー	渡 部 広 行	3年0ヶ月
林業雇用改善アドバイザー補助員	辻 田 顕 子	10年0ヶ月

2 令和5年度役職員の状況

(1) 評議員5名（令和5年4月30日現在）

役職名	現 職 名	氏 名	就任年月日
評議員	愛媛県農林水産部農政企画局長	須藤 達也	R 5. 4. 1
〃	愛媛大学農学部長	治多 伸介	R 5. 4. 1
〃	愛媛県農業協同組合中央会参事	松本 聖吾	R 5. 4. 1
〃	愛媛県森林組合連合会代表理事専務	芝 芳 亀	H24. 8. 1
〃	愛媛県漁業協同組合代表理事専務	杉 義 晴	H30. 10. 22

(2) 役員11名（令和5年4月30日現在）

理事長 1名
 理 事 8名
 監 事 2名

役職名	現 職 名	氏 名	就任年月日
理事長	常 勤	兵頭 昭洋	R 2. 4. 1
理 事	愛媛県農業会議事務局長	毛利 真也	H26. 4. 1
〃	愛媛県農業協同組合中央会総合企画部長	別府 和彦	R 5. 4. 1
〃	愛媛県森林組合連合会総務部長	高田 浩徳	R 3. 4. 1
〃	愛媛県漁業協同組合常務理事	生名 裕二	H30. 10. 22
〃	愛媛県農業法人協会会長	牧 秀 宣	H27. 6. 5
〃	愛媛県認定農業者連絡協議会会長	脇 義 富	R 1. 10. 16
〃	(株)フジファーム代表取締役	友清 裕	H27. 9. 16
〃	愛媛県青年農業者連絡協議会監事	酒井 優 寛	R 4. 6. 14
監 事	愛媛県信用農業協同組合連合会融資部長	有田 幸雄	R 5. 4. 1
〃	白石功税理士事務所所長	白石 功	H27. 9. 16

(3) 職員16名（令和5年4月30日現在）

役 職 名	氏 名	勤 続 年 数
事務局長	阿 部 純 市	4年 1ヶ月
農業経営サポートセンター長	中 田 治 人	4年 1ヶ月
次長（兼）総務班長	吉 田 慶 治	4年 1ヶ月
農業経営サポートセンター次長	塩 梅 伸 一	1ヶ月
中間管理事業班長	松 本 賢 固	2年 1ヶ月
地域統括班長（兼務）	面 田 新 次	4年 1ヶ月
後継者育成班長	宮 内 理 郷	1ヶ月
就農相談員	山 田 和 弘	1ヶ月
専門員	戸 井 康 雄	2年 1ヶ月
専門員（兼務）	西 原 久 男	7年 1ヶ月
技師（兼務）	旭 置 桐 哉	1ヶ月
臨時事務員	高 戸 真 理	12年 9ヶ月
臨時事務員	武 智 早 耶	5年 1ヶ月
林業支援センター長	鳥 生 貴 英	1年 1ヶ月
林業雇用改善アドバイザー	渡 部 広 行	3年 1ヶ月
林業雇用改善アドバイザー補助員	辻 田 顕 子	10年 1ヶ月

Ⅱ 主要業務の経過報告

1 令和4年度理事会及び評議員会開催状況

開催日	会議名	場所	付議決議事項
R4. 5. 23	理事会	松山市三番町 愛媛県林業会館 3階大ホール	令和3年度事業報告の承認 令和3年度収支決算の承認 理事候補者の推薦 評議員会の開催
R4. 6. 14	評議員会	松山市三番町 愛媛県林業会館 3階大ホール	令和3年度事業報告の承認 令和3年度収支決算の承認 理事の選任
R4. 10. 12	理事会	松山市三番町 愛媛県林業会館 3階大ホール	基金の運用 農地中間管理事業評価委員会委員の選任 評議員会（臨時）の開催
R4. 11. 2	評議員会	松山市二番町 愛媛県水産会館 5階研修室	基金の運用 農地中間管理事業評価委員会委員の選任
R5. 3. 23	理事会	松山市三番町 愛媛県林業会館 3階大ホール	令和4年度収支予算の補正 令和5年度事業計画の設定 令和5年度収支予算の設定 令和5年度借入金の最高限度額の設定 役員等候補者の推薦 農地中間管理事業規程の改正 特例事業規程の改正 無料職業紹介事業業務運営規程の改正 評議員会（臨時）の開催
R5. 3. 30	評議員会の決議の省略（一般法人法第194条によるみなし決議）		評議員、理事及び監事の選任

公益財団法人えひめ農林漁業振興機構役員
及び評議員の報酬並びに費用に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人えひめ農林漁業振興機構（以下「機構」という。）定款第13条及び第27条の規定に基づく役員及び評議員の報酬並びに費用に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいい、評議員と併せて役員等という。
- (2) 報酬等とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第13号で定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であつて、その名称のいかんを問わない。
- (3) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、旅費等の経費をいう。

(理事の報酬等)

第3条 理事には、各年度の全理事への支給総額が 4,280,000 円を超えない範囲で、報酬を支給することができる。

- 2 常勤の理事の報酬は、年額 3,960,000 円とする。
- 3 理事（常勤の理事を除く。）の報酬は、理事会への出席若しくは評議員会への参加又は監事による監査への立会い1日につき、1人当たり日額 10,000 円とする。

(監事の報酬等)

第4条 監事には、各年度の全監事への支給総額が 250,000 円を超えない範囲で、報酬を支給することができる。

- 2 税理士資格を有する監事が監査等を行う場合は、総額 200,000 円を超えない範囲で報酬を支給する。
- 3 前項の監事以外の監事の報酬は、評議員会若しくは理事会への参加又は監査への出席1日につき、1人当たり日額 10,000 円とする。

(評議員の報酬等)

第5条 評議員の報酬は、評議員会への出席1日につき、1人当たり日額 10,000 円とする。

(年額の報酬の支給等)

第6条 常勤の理事の報酬は、毎月、年額の12分の1の額を支給する。この場合の支給日は、事務局職員に対する給与の支給日と同日とし、その他支給方法等については、職員の給与規程に準ずる。

- 2 年額の報酬の役員が月の途中で退任したとき又は死亡したときは、報酬の支給は、その月で終了する。

3 年額の報酬の役員が月の途中で就任したときは、報酬は、その翌月から支給する。

(日額の報酬の支給等)

第7条 日額の報酬は、評議員会若しくは理事会の開催又は監査の実施後に、その都度支給する。

(報酬受取りの辞退)

第8条 支給される報酬の受取りを希望しない役員及び評議員は、その旨の意思を表明することにより、報酬の受取りを辞退することができる。

(費用)

第9条 機構は、役員等がその職務の遂行に当たって負担した費用を支払うことができる。

2 役員等の旅費については、職員の旅費に関する条例（昭和28年愛媛県条例第6号）の例によるものとする。

(補則)

第10条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、評議員会の決議により定める。

附則

この規程は、公益財団法人えひめ農林漁業担い手育成公社の移行登記の日から施行する。

附則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成27年10月1日から施行する。